



くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

相談ファイル

～アンケートに答えてほしいと声をかけられて～



＜相談内容＞

14日前に、街頭で「アンケートに答えてほしい」と声をかけられ、販売店に行った。「現在使用している化粧品は石油を使っているので肌によくない」と言われ、30万円の化粧品を契約してしまった。契約書に記入する時「クーリング・オフはできない」と言われた。商品はまだ届いていないので、今から解約できないだろうか。

(20歳代 女性)

＜アドバイス＞

街頭などで声をかけ、営業所などに連れて行って契約させる商法を「キャッチセールス」といいます。キャッチセールスで契約した場合、特定商取引に関する法律で指定された商品・サービスであれば、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフが可能です。

同法の改正により、業者が販売目的を隠して店舗などに誘いこむ行為が禁止され、また、クーリング・オフを妨害した場合は、8日を過ぎても、その業者が改めて「クーリング・オフできる」ことを記載した書面を交付するまでは、クーリング・オフができるようになりました。

今回の相談については、販売目的を告げられなかったこと、クーリング・オフを妨害する行為があったことを書面にして、解約を申し出るよう助言した結果、無条件解約になりました。

被害にあわないためには、街頭で声をかけられても、立ち止まらず無視することが一番です。「話を聞くだけなら」と安易にビルや店舗に同行してしまうと、長時間の勧誘により、冷静に判断できなくなり、契約させられることになりかねません。不要なものは、毅然と断ることが大切です。

情報ファイル

～「サプリメント」ってなに？～

ここ数年、日常的に使用されるようになった「サプリメント」という言葉ですが、日本では明確な定義はなく、「栄養補助食品」といわれたり、「健康補助食品」といわれたりします。つまり「薬」ではなく、「食品」に分類されるもので、法律上はダイコンやニンジンと同じ仲間です。したがって、サプリメントは薬のように効果・効能を明記することはできません。

店頭では、いろいろな種類のサプリメントが同じ棚に並べられていますが、その目的・用途は異なったものであり、製品に表示されているラベル表示をきちんと確認する必要があります。

チェックポイント

- ・マークや表示：それぞれの基準があるので、選択の目安にする
- ・成分表示、原材料名：内容成分とその含有量が記載されているものが望ましい
- ・利用上の注意：1日の摂取量や摂取の仕方を守ることが大切
- ・問い合わせ先：「お客様相談室」などの連絡先が記載されているか確認する
- ・価格：一概にいけないが、高すぎるものは避けた方が無難である
- ・効果・効能：「ガンに効く」「1ヶ月で5キロ痩せる」などと効果をあからさまにうたっている商品は要注意



消費生活相談状況(2月) ※4月25日現在確定分

2月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、3,328件ありました。

依然として、情報料等を請求する架空請求・不当請求の相談が多く、4位の保健衛生品一般についても、美容関連商品の架空請求の相談が多く寄せられています。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	1,304
2	商品一般	371
3	融資サービス	180
4	保健衛生品一般	127
5	教室・講座	90

～お知らせ～

《5月は消費者月間です》

今年の統一テーマは、「活かそう権利 めざそう自立」です。

月間中は、消費生活に関する講演会が各地で開催されます。ご参加ください。

消費者月間講演会

日 時	場 所	テーマ	講 師
5月19日(木) 14:40～16:00	尾道市 尾道市公会堂別館	食の安全と健康	銀河学院参与 高橋 侯江
5月20日(金) 14:00～15:30	東広島市 東広島市中央公民館	安全な食卓と食品の商品 知識について	農林水産消費技術センター 出射 幸子
5月23日(月) 13:30～15:00	三次市 三次市みよしまちづくりセンター	知っておきたい医療保障	生命保険文化センター 井出 大介
5月24日(火) 9:45～11:15	安芸高田市 安芸高田市美土里生涯学習センター	悪質商法にご用心!	消費生活専門相談員 土井 敬子
5月24日(火) 15:00～16:30	廿日市市 廿日市市商工保健会館	未定	
5月26日(木) 13:30～15:00	竹原市 竹原市勤労青少年ホーム	よくわかる『ペイオフ』 解禁	ファイナンシャルプランナー 中本 幸雄
5月28日(土) 10:00～12:00	三原市 三原市中央公民館	消費生活能力を高めよう	日本消費者協会 広重 美希

広島県消費生活情報のホームページ

お住まいの市町の相談窓口を分かりやすく案内するほか、相談事例や解決策などを掲載しています。どうぞ御活用ください。

<http://www.pref.hiroshima.jp/shohiseikatsu/index.html>

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階
消費啓発グループ TEL 082-513-2731